



福島医発第2644号(地)

平成21年 3月31日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

医療事故情報収集等事業への参加協力について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局総務課長より日本医師会を通じて別紙のとおり周知方依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

さて、医療事故情報収集等事業は、医療法施行規則に基づき平成16年10月から特定機能病院等の報告義務対象医療機関より(財)日本医療機能評価機構に対して事案の報告を義務付け、また、報告義務対象医療機関以外の医療機関からも任意で参加を受け付けております。

本件は、我が国の医療安全を一層向上させていくためには本事業の充実が必要であります。平成20年12月31日現在、報告義務対象医療機関以外の医療機関の参加登録は283施設にとどまっていることから、更に多くの医療機関に本事業へ参加していただくことを依頼するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、本事業への参加について貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご参加いただける医療機関におきましては、別添2「医療事故情報収集等事業参加申請書」に記入、押印の上、(財)日本医療機能評価機構医療事故防止事業部へ郵送してください。

小郡三井医師会より

医事調停担当理事 福富稔明
医事調停副担当理事 松行眞門
会長 丸山 泉

(医安 95) F
平成 21 年 3 月 27 日

都道府県医師会
医療安全担当理事殿

日本医師会常任理事
木下 勝之

医療事故情報収集等事業への参加協力について（依頼）

今般、厚生労働省医政局総務課長および財団法人日本医療機能評価機構より、別添の通り、本会宛連絡がありました。つきましては、下記の点について、貴会管下会員へのご周知方よろしくお願い致します。

記

日本医療機能評価機構が行っている「医療事故情報収集等事業」は、法令に基づき全国的に事故等事案を収集し、分析結果を報告書や年報、医療安全情報として広く公表している我が国における唯一の制度です。

平成 20 年 12 月 31 日時点での報告義務医療機関は 272 機関。そのほか、283 の医療機関が任意参加登録をしています（事業の詳細は別添 1 を参照）。

我が国の医療安全を一層向上させていくためには、本事業の充実が必要であり、そのために更に多くの医療機関にこの事業にご参加いただきたく、改めてご理解、ご協力をお願いする次第です。ご検討の上、ご参加いただける医療機関におきましては別添 2 の申請書に必要事項を記載、捺印の上、日本医療機能評価機構医療事故防止事業部へ郵送申請してください。

また、改善すべき事項に関するご意見や参加に当たってのご懸念等につきましては厚生労働省医政局総務課医療安全推進室へご連絡してください。

なお、既に参加登録済の医療機関におかれましては、ご理解に感謝致しますと共に、引き続きご協力をお願い申し上げます。

医療の信頼の確保、医療の質の向上のため、本事業の充実へ向け、ご理解、ご協力を賜りますよう、本会からも重ねてお願い申し上げます。

以上

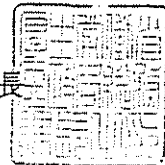


医政総発第0324006号

平成21年3月24日

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局総務課長



医療事故情報収集等事業への参加等について（依頼）

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医療事故情報収集等事業においては、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第12条に基づき、医療事故の防止及び医療安全の推進を目的として、平成16年10月から、特定機能病院等の報告義務対象医療機関について、登録分析機関である財団法人日本医療機能評価機構に対し、医療機関内における事故その他の報告を求める事案の報告が義務付けられております。本事業は、法令に基づき、医療機関名を公表せずに全国的に事故等事案を収集、分析し、その結果を広く公表している我が国における唯一の制度です。

本事業においては、報告義務対象医療機関以外の医療機関からも任意の参加を受け付けておりますが、平成20年12月31日現在、参加登録は283施設にとどまっています。我が国の医療安全を一層向上させていくためには、本事業の充実が必要であり、そのためにはより多くの事故等事案の情報を収集することが重要です。

このため、今般、改めて多くの医療機関に本事業へ御参加いただきたく、貴職におかれましては、本事業について御理解いただき、貴会会員の医療機関の本事業への参加及び参加登録医療機関における積極的な事故等事案の報告が図られますよう、格別の御配慮をよろしくお願い申し上げます。

また、本事業の充実に向け、改善すべき事項に関する御意見や本事業への参加に当たっての御懸念等をお持ちの医療機関がありましたら、下記連絡先までお寄せ下さい。

なお、本事業への新規の参加登録の詳細につきましては、別添のとおり、同機構より連絡があったことを申し添えます。

<御意見等提出先> 厚生労働省医政局総務課医療安全推進室

電話：03-3595-1111（内）2580、2579

ファクシミリ：03-3501-2048

メール：anzenshitsu@mhlw.go.jp

＜参考＞

医療事故情報収集等事業で収集された医療事故等の情報やその集計、分析結果は、

- ・ 報告書（3 か月ごとに公表）
- ・ 年報
- ・ 医療安全情報（概ね毎月 1 回ファクシミリ等により情報提供）

等として取りまとめられ、同機構から本事業に参加いただいている医療機関等に対し、送付されております。

こうした情報は、各医療機関において、管理者、医療安全の担当者、医薬品の安全使用のための責任者、医療機器の安全使用のための責任者その他の職員の間で情報共有していただくことにより、

- ① 共有すべき事故情報等に関する普及啓発の促進
- ② 医療に係る安全管理のための委員会の活性化
- ③ 医療安全対策の充実

等に役立てることができるものと考えております。

事故防止 268号

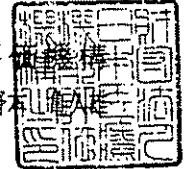
平成21年3月19日

社団法人日本医師会

会長 殿

財団法人日本医療機能評価機構

特命理事（医療事故防止事業部担当） 野村 龍太郎



医療事故情報収集等事業への参加協力について（依頼）

平素より、当機構の実施する事業にご理解、ご協力いただき、感謝申し上げます。

当機構は、国民の医療に対する信頼の確保及び医療の質の向上を図ることを目的として、病院機能評価事業をはじめとする種々の事業を行っております。

平成16年10月より、厚生労働省が特定機能病院等の医療機関に対して医療事故の報告を義務付け、中立的第三者機関である当機構の医療事故防止事業部は、その分析登録機関として、事故等を分析する医療事故情報収集等事業を行っております。

お蔭様で、事業開始以降昨年12月までに報告義務医療機関及び任意参加の医療機関より約6000件の医療事故のご報告をいただいております。これらの情報は、報告書、年報及び医療安全情報の作成にあたり有効に活用させていただき、また、医療機関の皆様にも診療の現場において医療安全の一層の推進のためにご活用いただいております。

本事業においては、報告義務対象医療機関以外の医療機関も任意で参加することができます。我が国の医療事故の発生予防・再発防止のため、更に多くの医療機関に本事業にご参加いただき、報告義務対象医療機関以外の医療機関からも幅広く、質の高い情報を収集し、専門家による分析の上、改善方策を医療現場等に提供する必要があると考えております。つきましては別添の本事業の主旨をご理解の上、貴団体の中で本事業にご参加いただいていない医療機関に対し、本事業への参加をご検討いただき、医療安全推進のためのご協力をお願い申し上げます。

当機構は、今後とも医療の信頼の確保や医療の質の向上に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力の程お願い申し上げます。

医療事故情報収集等事業 概要

1. 事業の目的

報告義務対象医療機関並びに参加登録申請医療機関から報告された医療事故情報等を、収集、分析し提供することにより、広く医療機関が医療安全対策に有用な情報を共有するとともに、国民に対して情報を提供することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的としております。

2. 対象医療機関

対象医療機関は、次に掲げる報告義務対象医療機関と参加登録申請医療機関です。

1) 報告義務医療機関 272機関（平成20年12月31日現在）

- ①国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所
- ②独立行政法人国立病院機構の開設する病院
- ③学校教育法に基づく大学の付属施設である病院（病院分院を除く）
- ④特定機能病院

2) 参加登録申請医療機関 283機関（平成20年12月31日現在）

報告義務対象医療機関以外で参加を希望する医療機関は、必要事項の登録を経て参加することができます。

3. 事業参加登録の手続き

「医療事故情報収集等事業参加申請書」（別添2）に必要事項を記載し捺印の上、当事業部へ郵送で申請することにより事業参加の登録が行えます。

4. 報告対象となる医療事故情報

報告の対象となる医療事故情報は以下の通りです。

以下1)～3)に該当する事例が発生した場合、全事例ご報告をお願いします。

- 1) 誤った医療又は管理を行ったことが明らかであり、その行った医療又は管理に起因して、患者が死亡し、若しくは患者に心身の障害が残った事例又は予期しなかった、若しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を要した事例。
- 2) 誤った医療又は管理を行ったことは明らかでないが、行った医療又は管理に起因して、患者が死亡し、若しくは患者に心身の障害が残った事例又は予期しなかった、若しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を要した事例（行った医療又は管理に起因すると疑われるものを含み、当該事例の発生を予期しなかったものに限る）。
- 3) 1)及び2)に掲げるもののほか、医療機関内における医療事故の発生の予防及び再発の防止に資する事例。

5. 報告方法及び報告期日

インターネット回線（SSL暗号化通信方式）を通じ、Web上の専用報告画面を用いて報告を行います。報告義務対象医療機関並びに参加登録申請医療機関において報告の範囲に該当する医療事故が発生した場合には、当該事故が発生した日もしくは事故の発生を認識した日から原則として二週間以内に、報告を行ってください。

6. 収集・分析結果の公表

報告された情報は、医療事故防止事業部において専門家が分析を行い、報告書、年報及び医療安全情報として取りまとめ、医療機関、国民、行政に対して広く公表いたします。

7. その他

当事業の詳細につきましては、当機構のホームページ（<http://jcqhc.or.jp/html/accident.htm#med-safe>）に掲載いたしております「医療事故情報収集等事業要綱」をご参照ください。

医療事故情報収集等事業参加申請書

財団法人日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部 御中

下記のとおり、医療事故情報収集等事業への参加登録を申請いたします。

平成 年 月 日

医療機関名

施設長名

印

記

参加する事業		☐ 医療事故情報収集・分析・提供事業 ☐ ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業
共通項目	開設者	
	所在地	〒
	病床数	
	連絡先	TEL: FAX:
医療事故情報収集参加の場合記入	医療安全管理者名 (所属・職名)	
	入力実施担当者名 (所属・職名)	
	E-mail アドレス	
ヒヤリ・ハット事例収集参加の場合記入	報告書責任者名 (所属・職名)	
	担当者名 (所属・職名)	
	E-mail アドレス	
	報告方式の選択	



財団法人日本医療機能評価機構
医療事故情報収集等事業

〒101-0061 東京都千代田区三崎町 1-4-17 東洋ビル 10F

TEL: 03-5217-0252 (直通) FAX: 03-5217-0253 (直通)

本申請書にてお預かりした個人情報については、当機構の個人情報保護方針に基づき、安全かつ適正に管理させていただきます。